

青森県報

第千二百二十六号

令和八年
十月七日
(水曜日)

目 次

規 則

○青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部を改正する規則………

○青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則………

○青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則………

告 示

○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出………

○漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正………

○道路の区域の変更………

○証紙売りさばきの廃止………

教育委員会

○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示………

○特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示………

規

則

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第四十九号

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則の一部を改正する規則

青森県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例に規定する個人番号を利用することができる事務等を定める規則(平成二十七年十二月青森県規則第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第四項中「(以下「法定特別支援学校就学奨励関係情報」という。)」を削り、第五条を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十月七日

青森県知事 宮 下 宗一郎

青森県規則第五十号

青森県児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

青森県児童福祉法施行細則(昭和六十二年三月青森県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第九条中「第十条第一項」を「第十一条第一項」に改める。

第二十条第一項、第二項及び第七項中「第十一条第一項」を「第十二条第一項」に

改める。

第二十二条中「第十二条」を「第十三条」に改める。

第七号様式及び第八号様式中「第10条第1項(第11条第1項)」を「第11条第1項(第12条第1項)」に改める。

第二十号様式中「第12条」を「第13条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年十月七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

青森県規則第五十一号

青森県災害救助法施行細則の一部を改正する規則

青森県災害救助法施行細則(昭和三十年四月青森県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「第八条」を「第八条第一項又は第二項」に改める。

第十三条第一項中「第七条第五項」の下に「及び第八条第四項」を加え、「の限度」を削り、同条第二項中「第五条」を「第五条第一項及び第二項」に改める。

別表第一の一の1の(三)中「三百六十円」を「三百七十円」に改め、同一の2の(二)の(2)中「七百八万九千円」を「七百二十五万九千円」に改め、同表の二の1の(三)中「千三百九十円」を「千四百八十円」に改め、同表の三の3の(一)の表中

円	二六、一〇〇円	三八、七〇〇円	四六、二〇〇円	五八、五〇〇円	八、
円	四三、五〇〇円	六〇、六〇〇円	七〇、九〇〇円	八九、三〇〇円	一一、

一〇、三〇〇	一三、七〇〇
--------	--------

五〇〇円	二〇、九〇〇円	二六、九〇〇円	三九、九〇〇円	四七、六
三〇〇円	三四、七〇〇円	四四、八〇〇円	六二、五〇〇円	七三、一

〇〇円	六〇、三〇〇円	八、八〇〇円	に改め、同3の(二)の表中	六、七
〇〇円	九二、一〇〇円	一二、七〇〇円		一〇、七

〇〇円	八、九〇〇円	一三、四〇〇円	一六、三〇〇円	二〇、五〇〇円	
〇〇円	一四、〇〇〇円	一九、九〇〇円	二三、六〇〇円	二九、八〇〇円	

二、九〇〇円	六、九〇〇円	九、二〇〇円	一三、八〇〇円	一六
三、九〇〇円	一、〇〇〇円	一四、四〇〇円	二〇、五〇〇円	二四

、八〇〇円	二二、一〇〇円	三、〇〇〇円	に改め、別表第一の七の2の(二)中
、三〇〇円	三〇、七〇〇円	四、〇〇〇円	

「五万三千九百円」を「五万六千四百円」に改め、同七の3の(二)の(1)中「七十三万九千円」を「七十五万七千円」に改め、同(二)の(2)中「三十五万八千円」を「三十六万七千円」に改め、同表の九の3の(二)の(1)中「五千五百円」を「五千八百円」に改め、同(二)の(2)中「五千八百円」を「六千円」に改め、同(二)の(3)中「六千三百円」を「六千六百円」に改め、同表の十の3中「二十三万二千二百円」を「二十三万九千四百円」に、「十八万五千七百円」を「十九万五千五百円」に改め、同表の十一の2の(四)の(1)中「三千七百円」を「三千八百円」に改め、同(四)の(2)中「五千九百円」を「六千円」に改め、同表の十二の2中「十四万三千九百円」を「十四万八千六百円」に改める。

3 旅費

職員等の旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十七年九月青森県条例第四十五号)の適用を受ける職員の例により計算した額
別表第二に次のように加える。

三 法第八条第二項に規定する登録被災者援護協力団体
救助の種類ごとに、別表第一各号の規定の例により計算した額
第十号様式中「第8条」を「第8条第1項(第2項)」に改める。
第十二号様式を次のように改める。

第12号様式（第13条関係）

公用（協力）令書番号	第 号
公用（協力）令書発付年月日	年 月 日

年 月 日

青森県知事 殿

住 所
職 業
個人番号

氏 名

〔法人その他の団体については、その名称、
事業の種類及び主たる事務所の所在地〕

実 費 弁 償 請 求 書

〒.

内訳 別紙明細書のとおり

災害救助法施行規則第5条第1項（第2項）の規定に基づき、下記の実事によって、上記金額を請求します。

記

- 1 従事（協力）した業務
- 2 従事（協力）した期間
- 3 従事（協力）した場所

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の青森県災害救助法施行細則別表第一及び別表第二の規定は、令和八年四月一日から適用する。

告 示

青森県告示第五百十八号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和八年十月七日

青森県知事 宮 下 宗 一 郎

指定障害福祉サービス事業者		障害福祉サービスの種類		障害福祉サービス事業を行う事業所		廃止年月日
名 称	主たる事務所の所在地			名 称	所 在 地	
社会福祉法人島光会	弘前市大字大森字草薙五の三	施設入所支援		障害者支援施設草薙園	弘前市大字大森字草薙五の三	令和八・七・二六
社会福祉法人島光会	弘前市大字大森字草薙五の三	生活介護		障害者支援施設草薙園	弘前市大字大森字草薙五の三	〃
社会福祉法人島光会	弘前市大字大森字草薙五の三	短期入所		草薙短期入所事業所	弘前市大字大森字草薙五の三	〃
社会福祉法人島光会	弘前市大字大森字草薙五の三	共同生活援助		くさなぎ希望寮	弘前市大字藤代四丁目三の四	〃

青森県告示第五百十九号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4縦長とする。

教 育 委 員 会

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年十月七日

青森県教育委員会教育長 風 張 知 子

一 物品等の名称及び数量

学習者用ICT機器（一人一台の情報端末 特別支援学校小中学部） 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県教育庁学校施設課教育情報化推進室

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和八年八月二十八日

五 落札者の名称及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社東北支店

宮城県仙台市青葉区中央四丁目六の一

六 落札金額

百二十九万五千九百十円

（本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条に規定する長期継続契約であり、契約期間は令和八年九月四日から令和十四年二月二十九日までである。前記落札金額は、契約初年度における契約金額であり、一か月相当分である。）

七 落札者を決定した手続

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされていると判断した申請書を提出した者

で、かつ、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者としたものである。

八 入札の公告を行った日

令和八年七月十七日

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和八年十月七日

青森県教育委員会教育長 風 張 知 子

一 物品等の名称及び数量

学習者用ICT機器（一人一台の情報端末） 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森県教育庁学校施設課教育情報化推進室

青森市長島一丁目の一

三 契約の方法

随意契約

四 契約の相手方を決定した日

令和八年九月一日

五 契約の相手方の名称及び住所

NECキャピタルソリューション株式会社東北支店

宮城県仙台市青葉区中央四丁目六の一

六 契約金額

三千九百二十七万九千八百八十円

（本件は、青森県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第二条に規定する長期継続契約であり、契約期間は令和八年九月四日から令和十四年二月二十九日までである。前記契約金額は、契約初年度における契約金額であり、一か月相当分である。）

七 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の二第一項第八号の規定により随意契約によることとした。

八 契約の相手方を決定した手続

賃貸借機器等に要求する仕様が満たされていると判断した申請書等を提出した者を参加者として入札を行ったが、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者がなく、再度の入札に付したが落札者がなかったため、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積りを行った者と随意契約により契約を締結したものである。

九 入札の公告を行った日

令和八年七月十七日

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付二十四円九十五銭